

予定価格の公表

予定価格とは、地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要があるものです。

予定価格の積算方法については、各地方公共団体の財務規則等により定められるものですが、予定価格の作成に当たっては、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定められるべきものです。

この予定価格の公表については、情報公開に資することや職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること等のメリットがあるとされている一方、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること等のデメリットが指摘されています。

地方公共団体の入札における予定価格の取扱いについて

地方公共団体における予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断により行われています。

また、平成12年に審議された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案」に対しては、政府は同法に基づく適正化指針の策定等の運用に当たり、地方公共団体において予定価格の事前公表を行える旨を明確にする旨の附帯決議が衆・参両議院においてなされ、同法に基づく適正化指針において、事前公表を行うことができることが明記されています。

しかし、予定価格の事前公表については、適正な競争が行われにくくなること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が生じうるとされており、総務省では、予定価格の事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとするよう、地方公共団体に対し要請を行っています。